第7期介護保険事業計画の「取組と目標」にかかる最終評価(隠岐広域連合)

効果的・効率的な介護給付の推進

介護サービスの質の向上

(1)取組と目標				(2)自己評価			┃ ┃ 運営協議会
テーマ	第7期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	評価
(1)介護支援専門員(ケアマ ネジャー)の人材育成支援・ 資質の向上	①隠岐広域連合と隠岐4町村の連携 ②研修会の実施	①地域包括支援センターによる 定期的な連絡会及びケース検 討会 ②研修会(年1回程度)	第11章 2. 介護サービスの質の 向上 103ページ	①隠岐の島町ケアマネ連絡会にてケアプラン検討会を実施平成30年度:2回実施令和元年度:2回実施令和2年度:2回実施令和2年度:2回実施の和2年度:2回実施の計算を24事業所出30年度:年1回実施~33名参加「アセスメントから援助計画へ」令和元年度:年1回実施~31名参加「家族理解」令和2年度:開催中止(感染症予防)	自己評価:【A】 計画通りの検討会、研修会を実施できた。	給付適正化研修会の実施を継続してい く。	A
(2)地域密着型サービス事業者の質の向上	①計画的な実地指導及び集団指導の実施 ②事業所連絡会への参加及び研修会の実施	①実地指導(H30:6回, R1:4回, R2:3回) 集団指導(毎年3月予定) ②事業所連絡会(要請に応じて) 研修会(年1回程度)	第11章 2. 介護サービスの質の 向上 104ページ	① 実地指導 平成30年度:6事業所実施 令和元年度:3事業所実施 令和2年度:3事業所実施 集団指導 平成30年度:3月実施 令和2年度:別僕中止(感染症予防) 令和2年度:別男実施 ~制度改正等に伴う加算等の周知 ② 事業所連絡会 平成30年度:要請なしのため未参加 令和元年度:要請なしのため未参加 令和2年度:要請なしのため未参加 で成30年度:更請なしのため未参加 でが会 平成30年度:1回実施~49名参加 「小規模多機能型居宅介護事業研修会」 令和元年度:1回実施~29名参加「地域密着型サービス事業者研修会」 令和2年度:開催中止(感染症予防)	大きな法令違反等は見受けられ	実地指導では大きな法令違反は見受けられなかったが、各種加算の算定要件については、誤った認識で算定していた事例が数件確認された。 今後も継続して、取得要件が複雑な加算や制度改正等については、集団指導や実地指導を通じて周知していく。	A

(1)取組と目標					(2)自己評価		運営協議会
テーマ	第7期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	評価
	①隠岐圏域福祉事業所を一元化した求人広告及び就業相談窓口の 設置	①無料職業紹介事業所の届出後、窓口を開設し、求人・求職情報の受付及び定期的な発信をする。	令和元年度 新規事業		①新型コロナの影響により、運用開始が遅れたが、計画通り無	①広報活動が十分ではなく、島内での周知がし切れていない。一度の広報で終わるのではなく、継続した広報が必要。また、町村の定住支援との連携も必要。	
	②ジョブフェア等の企画立案	②他団体が開催するジョブフェアに参加。次年度以降に向けて独自企画を検討する。		職・転職フェアに参加。 令和2年度:新型コロナ予防のため資料	ることができなかった。 島外で行われる既存のジョブフェアへ参	から計画が難しい状況。オンラインを活用した参加や企画が必要。	
	③介護福祉士養成校訪問	③県内養成校等の訪問を実施する。		③令和元年度実施できなかったため、令和2年度に計画していたが、新型コロナ 予防のため実施しない。	きなかった。	③進学者がいない現在、養成校を訪問 することが人材確保につながるのか再検 討が必要。	
(3)人材確保対策事業	④中高生との意見交換及び介護の 魅力発信	④高校生へのガイダンスを実施する。		①令和元年度:福祉ガイダンス(島根県社協、隠岐の島町社協、隠岐広域連合主催) 隠岐高等学校:5名 水産高校:32名 令和2年度:介護の基礎的講座(隠岐の島町社協主催) 西郷南中学校:75名 都万中学校:28名 五箇中学校:13名		④小学校における福祉教育基盤の整備ができていない。小学生に対しては座学ではなく、実際に事業所を訪問するなど現場を見える化した活動が必要。	
	⑤ホームページの改修及びSNS の活用	⑤隠岐広域連合ホームページ に介護人材確保対策事業を追 加する			SNSを開設し、人材確保事業に 関する情報発信や事業所の取り 組みなどの広報を行うことができ た。	⑤HPやSNSの閲覧者は徐々に増えているが、そこから問い合わせにつながるケースがない。事業所の活動や求人情報などを充実させる必要がある。また、HPは事業所向の情報と求職者向けの情報が混同しており、わかりやすいように整理が必要。	A
	⑥就業希望者への事業所紹介	⑥隠岐圏域の介護事業所紹介 一覧を作成する。		「介護のお仕事とひろば」へ17事業所を登録。登録情報をもとに事業所PRブックを作成。作成したPRブックはHPに掲載するとともに関係機関窓口に設置。また、事業所の周辺業務を洗い出し、地域住民をその担い手としてマッチングする人材ストック事業についてモデル的に隠岐の島町五箇地区で企画。令和3年度実施に向けた準備としてWGを令和3	介するPRブックを作成し、HPへの掲載を行った。また、島根県福祉人材センターやふるさと島根定住財団へ配布し、窓口に設置した。地域住民を巻き込んだ人材ストックモデル事業を企画し、次年度五箇地区での実施に向けて	を強化する。また、文章主体の情報誌だったため、より魅力的な情報発信ができるよう写真等を活用したい。 モデル事業は計画していたスケジュールよりも遅れが出た。WGを継続して行い、	

⑦各種研修(介護福祉士実務者研修・初任者研修・喀痰吸引研修・入門研修・指導者養成研修)の隠岐圏域での実施	導者養成研修、入門的研修等を	締結。 ・実務者研修 令和元年:16名(島後会場) 令和2年:5名(島前会場) ・実務者教員研修(一部オンライン)	事業協定を継続し、島内での資格取得に係る専門研修を実施することができた。新型コロナ予防の観点から中止や延期した研修もあった。一方でオンラインで開催した部分もあり、離島における研修体制強化につながった。	⑦新型コロナ予防のため、計画していた回数より少ない開催となってしまった。Web会議システムを積極的に活用し、オンラインでできる研修を増やしていく必要がある。また、教員講習会修了者が予定より少なくなった。受講者が増えるよう、事業所への説明を丁寧に行う必要がある。	
--	----------------	---	--	--	--

効果的・効率的な介護給付の推進

介護給付適正化事業の推進

(1)取組と目標				(2)自己評価			
テーマ	第7期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	運営協議会 評価
(1)要介護認定の適正化	①認定調査の平準化 ②一次判定から二次判定の軽重度 変更の平準化		の推進 105ページ			①研修会については、開催方法を検討し、e-ラーニング等を活用し、可能な限り推進していく。 ②合議体の再編成については、今後も半年に1回とし、審査会委員研修についても必要に応じて行っていく。	A
(2)ケアプラン点検の実施		隠岐地区介護支援専門員協会	第11章 3. 介護給付適正化事業 の推進 106ページ	①外部講師を招き、主任介護支援専門員及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象とした、グループワーク研修会を実施平成30年度:2回令和元年度:1回令和2年度:開催中止②ケアプラン点検を実施。令和元年度より隠岐地区介護支援専門員協会へ点検業務を委託した。 【点検数】 平成30年度:198件令和元年度:95件令和2年度:176件	自己評価:【A】 計画通りに実施できた。	ケアプラン点検については、隠岐地区介護支援専門員協会と連携し、業務委託を継続しながら、計画的に実施していく。	A
(3)住宅改修・福祉用具等に 関する審査の適正化	妥当性等を、又施工後は事前申請 と相違のない事を点検及び審査。	類や写真等で現状が確認できない場合には訪問調査を行う。 ②福祉用具購入・貸与については、提出書類において不明瞭な		①住宅改修については、必要に応じて電話確認及び、現地確認を行った。また、適切な支給が行われるよう、関係事業所へ制度理解の周知を行った。 【現地確認】 平成30年度:3回令和元年度:1回令和2年度:2回 ②福祉用具購入・貸与については、必要性や貸与要件に合致しているか等確認を入念に行い適正な支給につなげた。	自己評価:【A】 計画通りに実施できた。	住宅改修及び福祉用具購入・貸与について、適正な支給につながるよう、必要に応じた電話確認や現地確認、制度理解の周知を継続していく。	A
(4)縦覧点検・医療情報との 突合	①島根県国民健康保険団体連合会へ委託し、突合結果の検証やその他帳票の活用を行う。	①帳票活用のための研修会参加及び訪問指導等による国保連 との連携。	第11章 3. 介護給付適正化事業 の推進 108ページ	①国保連による研修 平成30年度:9月訪問指導研修済 令和元年度:2月国保連研修会参加 令和2年度:2月国保連研修会参加 帳票については、ケアプラン点検及び 実地指導前の参考として、活用できた。	自己評価:【A】 ①必要に応じた帳票の活用はできた。	国保連への委託を継続し、帳票について も、実地指導前の参考資料等、必要に応 じた活用を継続していく。	A
(5)介護給付費通知 【評価の基準】	①サービスの利用と提供を普及啓発するとともに、適正な請求に向けた抑制効果をあげる。		第11章 3. 介護給付適正化事業 の推進 108ページ	介護給付費通知書に説明文書を同封し通知した。 平成30年度:9月、12月 令和元年度:7月、12月 令和2年度:7月、12月	自己評価:【A】 計画通り実施できた。	今後も継続して年間2回発送する。	A

【評価の基準】

A: 概ね事業計画通りの事業が達成出来ている。(目安:目標の80%以上) B: 一部事業計画通りの事業が達成出来ていない。(目安:目標の50%~80%) C: ほとんど事業計画通りの事業が達成出来ていない。(目安:目標の50%以下)